

<報道発表資料>

令和 8 年 9 月 30 日

「埼玉県男女共同参画基本計画（案）」に対する 県民コメント（意見募集）の実施について

県では、「男女共同参画社会基本法」及び「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づき、「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

現行計画の計画期間が今年度で終了するため、令和9年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。

このたび、「埼玉県男女共同参画基本計画（案）」を取りまとめましたので、「埼玉県県民コメント制度」により、県民の皆様からの御意見を募集します。

1 計画の概要

（１）計画策定の趣旨

現行計画策定後の男女共同参画施策の取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、策定するものです。

なお、この計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく、県における施策についての計画としても位置付けます。

また、今回、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を本計画に統合し、一体的に取組を進めることとします。

（２）計画の期間

令和 9 年度～令和 13 年度

（３）計画の目標

男女共同参画社会の実現

～誰もが人権を尊重され活躍できるジェンダー平等実現の埼玉へ～

2 意見の募集期間

令和 8 年 10 月 1 日（木曜日）～10 月 31 日（土曜日）
（郵便の消印等で 10 月 31 日までに提出されたことが証明できれば有効）

3 資料の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyokeikaku/danjyokeikaku0930-1.html>

4 意見の提出方法

（１）記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

県外在住の場合は通勤・通学する市町村名

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
は必ず記載してください。

（２）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX 番号：048-830-4755

ウ 電子メールの場合

E-mail：a2250-04@pref.saitama.lg.jp

※郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「次期埼玉県男

女共同参画基本計画」としてください。

※意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※御意見については、別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により「4（1）記載事項」を必ず記載し、御提出ください。

5 意見の取扱い

（1）提出していただいた御意見を考慮して、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定します。

（2）いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）

なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

（3）個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

6 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県 県民生活部 人権・男女共同参画課 男女共同参画担当

TEL：048-830-2921（直通）

FAX：048-830-4755

E-mail：a2250-04@pref.saitama.lg.jp